

千葉県職員のみなさまへのおトクな保険制度

団体扱自動車保険のご案内

千葉県職員のみなさまへ

# マイカーの保険料 安くする方法 教えます。

このチラシを  
ご覧ください

## 「千葉県庁団体扱自動車保険」のウレシイ話。

### ウレシイ①

団体扱なら  
団体扱以外の契約に  
比べ約5%割安！<sup>【注1】</sup>

### ウレシイ②

他の保険会社で  
ご加入の  
自動車保険契約から  
切り替えても等級は  
継承できます！<sup>【注2】</sup>

### ウレシイ③

本人だけでなく  
ご家族の方<sup>【注3】</sup>  
も  
団体扱なら  
団体扱以外の契約に  
比べ約5%割安！<sup>【注1】</sup>

### ウレシイ④

万が一の事故の  
場合も  
専門スタッフが  
しっかりサポート！

団体扱自動車保険についての詳しい内容は裏面をご確認ください

まずはお気軽にご連絡ください

担当者が詳しくご説明します。

団体扱以外の契約から切替の場合

現在ご契約の自動車保険の保険証券をご準備のうえ、お電話ください

お問い合わせ先  
(取扱代理店)

東海相互サービス 担当: 酒井

TEL 04-7140-7700 | FAX 04-7140-7800

受付時間 / 9:00~17:00

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険(株) TEL 04-7167-6131 | FAX 04-7164-1064

## 「千葉県庁団体扱自動車保険」のメリット

### 団体扱以外の契約から切替の場合

1年間で  
5,760円  
おトク 【注1】

すでに自動車  
保険を契約  
している方

ベテランドライバー  
の場合



団体扱以外でご契約する場合の  
月々の保険料

10,010円

\* 年間保険料 120,120円

【注2】

等級継承

さらに

団体扱なら

団体扱でご契約する場合の  
月々の保険料

9,530円

\* 年間保険料 114,360円

#### ●保険料例の算出条件

##### 【1年契約の場合】

共通条件

GK クルマの保険・家庭用(家庭用自動車総合保険)、始期日:2014年10月1日、初度登録:2009年4月、記名被保険者:個人<35才>、ゴールド免許割引適用、日常・レジャー使用、自家用普通乗用車、型式別料率クラス:車両4・対人・自損5・対物5・傷害5、11等級、事故有係数適用期間:0年、35才以上補償、対人賠償保険:無制限、対物賠償保険:無制限<免責金額:なし>、対物超過修理費用特約:あり、人身傷害保険:5,000万円<交通乗用具事故特約をセット>、搭乗者傷害(入通院/2区分)特約:あり、車両保険:あり<一般車両、保険金額:100万円、免責金額:0-10万円>、全損時諸費用特約:あり、運搬・搬送・引取費用特約:あり

【注1】団体扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、団体扱以外のご契約と比べておトクです。

【注2】一部等級が継承できない共済がございます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

・等級別の割増引率を「無事故」と「事故有」の2種類に分け、事故のなかった方とあった方では、同じ等級でも異なる割増引率が適用されます。

本人、配偶者はもちろん、以下のご家族のお車も団体扱でご契約できます。



【本人・配偶者】



扶養の有無は  
問いません。

【同居の親族】

\* お子さま、配偶者のご両親等



【別居の扶養親族】

\* 離れて暮らすお子さま等

ご家族の  
お車も  
契約OK!  
【注3】

【注3】団体扱・集団扱特約をセットできるのは、「保険契約者」、「記名被保険者」および「ご契約のお車の所有者」および「ご契約のお車の用途車種」について、次の条件を満たす場合に限りです。

保険契約者:千葉県職員として勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方、または団体を退職された方(団体を退職された方については、退職者団体扱制度が導入されている場合に限りです。)

記名被保険者:ご契約のお車の所有者:保険契約者、その配偶者、それらの方の同居の親族、それらの方の別居の扶養親族

ご契約のお車の用途車種:自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車(ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車はGKクルマの保険・一般用の場合)

※なお、次のような場合には団体扱・集団扱特約が失効することがあります。この際、保険料が分割して払い込まれている場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料を一括して払い込んでいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

また、退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- 退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合
- 親会社との資本関係の変更等により、お勤めの企業が団体扱の対象に該当しなくなった場合
- 団体において引受保険会社で団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただく保険契約者の数が10名未満となった場合等、団体と引受保険会社の間で締結している集金契約が解除される場合